

Ⅲ 資料編

1. 成年後見制度利用促進基本計画

	・成年後見制度利用促進基本計画	99～114
--	-----------------	--------

2. 市町村

○新潟県阿賀町	・阿賀町成年後見センター運営委員会設置要綱	115
○香川県三豊市	・三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会内規	116
○青森県八戸市	・八戸市市民後見推進協議会規則	117
○愛知県豊田市	・豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の解説とポイント	118
	・豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の解説とポイント	119
	・アンケート調査票（地域包括・委託障がい相談事業所・地活Ⅰ型向け）	122
○上伊那地域	・上伊那成年後見センター設置に関する協定書	123
	・上伊那成年後見センター設置要綱	124
	・上伊那成年後見センター業務委託契約書	125
	・伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター運営要綱	126
	・中核機関設置に伴う、運営要綱・設置要綱の新旧対照表	127

3. 都道府県編

○埼玉県	・埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会運営要領（雛形）	128
	・平成 30 年度埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会次第（雛形）	128
	・平成 30 年度埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会 開催通知（雛形）	129
○神奈川県	・平成 30 年度成年後見セミナー次第（初任者編、現任者編）（見本）	130
○静岡県	・『分かりやすい成年後見制度テキスト』（表紙、目次、イラスト）	131
	・成年後見制度パンフレット	132
	・「福祉職員のための成年後見制度理解促進研修の開催について」（開催要項）	133
○宮崎県	・専門職団体に対する会員数調査（依頼文、調査表）（参考）	134
	・家裁に対するデータ提供依頼文（依頼文、依頼項目）（参考）	135

4. 地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例

	・地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136
--	--------------------------------	-----

平成29年3月24日
閣議決定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

<目次>

1 成年後見制度利用促進基本計画について	1
（1）成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
（2）基本計画の対象期間	1
（3）基本計画の工程表	1
2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	1
（1）基本的な考え方	
（2）今後の施策の目標	3
①今後の施策の目標	
ア）利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
（a）利用者に寄り添った運用	
（b）保佐・補助及び任意後見の利用促進	
イ）全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。	
（a）権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
（b）担い手の育成	
ウ）不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
（a）不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
（b）地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
エ）成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
②今後取り組むべきその他の重要施策	6
ア）成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
イ）死後事務の範囲等	
③施策の進捗状況の把握・評価等	7
3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	
（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	7
－制度開始時・開始後における身上保護の充実－	
①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
②後見人の選任における配慮	
③利用開始後における柔軟な対応	
④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①地域連携ネットワークの三つの役割	9

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援		ア) 福祉関係者団体	
イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備		イ) 法律関係者団体	
ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築		(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
②地域連携ネットワークの基本的仕組み	10	①経緯等	
ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応		②中間報告の内容	
イ) 地域における「協議会」等の体制づくり		③今後の方向性	
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	11	(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	26
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11	(8) 死後事務の範囲等	27
ア) 広報機能		4 その他	27
イ) 相談機能			
ウ) 成年後見制度利用促進機能			
(a) 受任者調整（マッチング）等の支援			
(b) 担い手の育成・活動の促進			
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行			
エ) 後見人支援機能			
オ) 不正防止効果			
⑤中核機関の設置・運営形態	16		
ア) 設置の区域			
イ) 設置の主体			
ウ) 運営の主体			
エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力			
⑥優先して整備すべき機能等	18		
(3) 不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和・安心して利用できる環境整備ー	18		
①金融機関による新たな取組			
②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止			
③家庭裁判所と専門職団体等との連携			
④移行型任意後見契約における不正防止			
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	20		
①任意後見等の利用促進			
②制度の利用に係る費用等に係る助成			
③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定			
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	21		
①市町村			
②都道府県			
③国			
④関係団体			

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2（2）「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いたの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、③身上の保護の重視※³の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

（２）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア）利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧に單にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。

○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル※⁴から社会モデル※⁵への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとつての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※⁴ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因する考え方。

※⁵ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになるための方策を検討する。

○ また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。

○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ）全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。

○ 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。

○ また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。

- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

- 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。
- 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。
- 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。
- 今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

- 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
- このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。
- ③利用開始後における柔軟な対応
- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるような支援する機能が期待される。
- また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

○ 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第119条）としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。

○ 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大いこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。

○ そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることでできるよう配慮すべきである。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2（2）①イの目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利

擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア）権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられない人、虐待を受けている人などの発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ）早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
 - 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。
- ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることでできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭において活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
 - 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。
※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○ 親族後見人候補者の支援

- ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

○ 市民後見人候補者等の支援

- ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

○ 受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整える必要がある。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

13

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。

- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

14

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人の関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われないう状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

ナ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。

- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。

- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ) に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるように検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定ののとおり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による運営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

17

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア）広報機能やイ）相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ）成年後見制度利用促進機能とエ）後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されることであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

- (3) 不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和 ー安心して利用できる環境整備ー

18

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるよう、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。
- ①金融機関による新たな取組
 - 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・私展方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
 - こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。
- ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止
 - 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利保護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
 - 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。
- ③家庭裁判所と専門職団体等との連携
 - 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

- ④移行型任意後見契約における不正防止
 - 移行型任意後見契約については、上記２（２）④エ）において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。
- （４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
 - ①任意後見等の利用促進
 - 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利保護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。
 - ②制度の利用に係る費用等に係る助成
 - 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の観点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
 - 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。
 - ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
 - 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。
- （5）国、地方公共団体、関係団体等の役割
- ①市町村
- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
 - 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
 - また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
 - 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

21

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていくか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
 - その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

22

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けた試行的な取組への支援等に取り組む。
- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないかを継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。
- 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。
- ※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク^{※6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
 - ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉士人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
 - ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
 - ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

○ 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がいない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

○ 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注重点が取りまとめられた。

○ 平成28年度の研究事業においては、成年被後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

○ 中間報告では、成年被後見人等に医療同意権を与えるかどうか(合法性)の観点のみならず、意思決定支援の観点から、適格性(支援に必要な資質と力量)及び適切性(権限行使が適切に行使される条件等)の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。

- ・ 成年被後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割(情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等)があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。

- ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年被後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示すると

25

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年被後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要がある、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

○ まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年被後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年被後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を抑えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。

○ 今後、政府においては、このような考え方を基本として、

- ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
- ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス(アドバンス・ケア・プランニング)の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

○ 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年被後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。

○ また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。

○ 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由、

26

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年被後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年被後見人への転送や、成年被後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年被後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年被後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年被後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年被後見制度利用促進会議及び成年被後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

○阿賀町成年後見センター運営委員会設置要綱 平成28年4月1日 告示第22号 (目的及び設置) 第1条 この要綱は、阿賀町成年後見センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、阿賀町成年後見センター運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 委員会は次に掲げる事務を行うものとする。 (1) センターの運営、業務に関する助言、指導及び監督 (2) 阿賀町市民後見人養成研修修了者の中から、市民後見人候補者の登録及び選考 (3) 家庭裁判所へ推薦する後見人等候補者の選考及び受任調整 (4) 市民後見人の活動支援等に関する審議 (5) その他、委員会がセンターの運営において必要であると判断した事項 (組織) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 法律に関わる専門職 (2) 福祉に関わる専門職 (3) 医療又は保健に関わる専門職 (4) 民生委員児童委員 (5) その他町長が認めるもの (任期) 第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長) 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。	2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等) 第7条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。 (事務局) 第8条 委員会の事務局はセンターに置く。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は町長が別に定める。 附 則 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
--	--

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会内規

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年度法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、三豊市成年後見制度利用促進審議会準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 成年後見制度利用促進審議会の立ち上げに向けての準備に関すること。
- (2) その他、必要な事項の検討に関すること。

(構成)

第3条

- (1) 三豊・観音寺市医師会
- (2) 三豊市社会福祉協議会
- (3) 三豊市福祉事務所
- (4) 三豊市健康福祉部
- (5) 三豊市地域包括支援センター
- (6) 成年後見制度に関し意見を有する者
- (7) その他連絡及び連携が必要と認められる機関

(運営)

- 第4条 準備会に座長を置き、構成員の互選により選出する。
- 2 座長は、会議の招集、進行及び総合的な連絡統制を行う。
- 3 座長に事項があるときは、座長があらかじめ指名する者が代理する。

(庶務)

第5条 準備会の庶務は、三豊市地域包括支援センターにおいて処理する。

(秘密の保持)

第6条 構成員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密に期すべき事項を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、準備会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成29年10月1日より施行する。
(招集の特例)
- 2 この内規の施行後、初めて招集される会議は、第4の規定にかかわらず、健康福祉部長がこれを招集し、座長が選出されるまで、その議長となる。

八戸市規則第29号 八戸市市民後見推進協議会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市市民後見推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 協議会は、成年後見制度の利用支援等及び市民後見人の養成等に関し必要な事項について調査審議し、市長に対して意見を述べるものとする。 (組織) 第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 弁護士 (2) 司法書士 (3) 社会福祉士 (4) 社会福祉協議会の代表者 (5) 学識経験者 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長) 第4条 協議会に、会長を置く。 2 会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議) 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱又は任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。	2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (資料の提出の要求等) 第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 (秘密の保持) 第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。 (委任) 第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現に従前の八戸市市民後見推進協議会の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において第3条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。 3 この規則の施行の際現に従前の八戸市市民後見推進協議会の会長である者は、施行日において第4条第2項の規定により会長として定められたものとみなす。
---	--

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の解説とポイント

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。 (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。 (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号）に関すること。 (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。 (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利を擁護に資すること。 (組織) 第4条 推進協議会は、常任委員6人をもって組織する。 (委員) 第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 愛知県弁護士会に属する者 (2) 愛知県司法書士会に属する者 (3) 愛知県社会福祉士会に属する者 (4) 医療相談員である者	・「成年後見制度」に主眼を置くのではなく、「権利擁護支援」の地域連携体制を目指した位置付けとしてあります。成年後見制度はあくまで手段と考えています。 ・センターの運営評価だけを行う協議会ではなく、全体像の中でセンターの運営評価を行う位置づけです。（センター運営は重要な手段の一つの捉えとしています。） ・よって、幅広く成年後見制度の利用促進策や権利擁護支援を所掌事務としています。（この部分は市町村計画の策定内で具体論を検討しています。）

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
(5) 豊田市基幹包括支援センターに属する者 (6) 豊田市地域自立支援協議会に属する者 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長) 第6条 推進協議会に、会長を置く。 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (オブザーバー) 第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。 (1) 名古屋家庭裁判所に属するもの (2) 委員以外の愛知県弁護士会に属するもの (3) 尾張東部成年後見支援センターに属するもの (推進協議会の開催) 第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができない。 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。 (推進協議会の公開) 第9条 推進協議会は、公開するものとする。	・家庭裁判所の関わりを記載。 ・センター設立時から関わっていただいた先進センターにも開設初年度に1度出席いただきました。地理的にも隣接の市町村区域になるので、今後情報共有やケースでの連携なども想定されます。 ・市民など誰でも傍聴可能な姿勢を示し、市政の透明性を提示しています。

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
(報償) 第10条 別表に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。 (事務局) 第11条 推進協議会の事務局は、福祉部福祉総合相談課に置くものとし、豊田市成年後見支援センターは事務局運営に協力するものとする。 (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。	・当協議会の運営は行政が主導し、センターも協力して、事務局を担っており、これを豊田市の考え方としています。

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書 本仕様書は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下、「法」という。)に基づき、法基本計画で示される中核機関として豊田市成年後見支援センター運営業務委託が適切に実施されるため、その事業内容等について定める。なお、本仕様書に記載がない事項であっても、法の趣旨に鑑み、成年後見制度(以下、「制度」という。)の利用促進を図るための支援を可能な範囲で実施しなければならない。 1 事業名称 豊田市成年後見支援センター運営業務委託 2 事業目的 制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行い、豊田市と共に中核機関としての機能を担う豊田市成年後見支援センター(以下、「センター」という。)を運営する。 3 実施主体(甲) 豊田市 4 運営主体(乙) 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 5 設置場所 豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内 6 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日 7 実施体制 (1) 窓口開設時間 毎週火曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号。)に規定される祝日及び12月28日から1月4日までの期間を除く。	・現在策定中の市町村計画内で位置付けを明記する予定ですが、暫定的な対応として、市としての中核機関の相拠としての文言を仕様書内に記述しています。(条例や計画に位置付けがなくとも、仕様書自体は庁内の決裁を経ています。) ・豊田市で採用している役割分担による中核機関の運営に関する記述をしています。 ・稼働日、稼働時間を明確にすることで、当該業務に係る日数・時間数の積算を確定できます。

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
(2) 人員体制 以下の役割を達成できるよう、体制整備をすること。 ア センター長 センターの適正な運営を図るため、本仕様書2の事業目的に基づき、本仕様書9に記載する業務内容の指揮監督をすること。ただし、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務との業務を妨げない。 イ 副センター長 相談支援業務全般のマネジメント、チーム会議、定例会の開催、相談支援員の育成及び指導並びに困難ケース等高度な相談支援などを行うとともに、<u>制度の利用促進に係る必要な検討や調整を行う。</u> ウ 相談支援員 相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援及び各種申立の支援などを行う。 エ 法人後見補助員 関係機関と連携しながら、被後見人等への訪問支援や金銭管理など法人後見業務を行うとともに、相談支援員が行う包括的な支援の補助を行う。 オ アドバイザー 弁護士、司法書士、社会福祉士によるアドバイザーを設置し、専門性の特に高い事案に対応すること。また、専門職へ受任調整する際に協力すること。 (3) 資格要件等 ア 副センター長は、福祉、介護又は医療に係る相談支援業務に5年以上従事している者を配置すること。 イ 副センター長、相談支援員は、センターの性質上常勤職員が必ず務めること。また、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。 8 支援対象 制度の利用等を必要とする豊田市に居所を有する者及びその親族等関係者。ただし、甲と乙が協議し認めた場合には、この限りではない。 9 業務内容 (1) 広報業務 制度の利用促進を図られるよう、市民に対し啓蒙を行うこと。また、行政機関、地域包括支援センター、	・豊田市社協と協議の結果、センター長は課長職と兼務のため、このような記載を追加しました。 ・単なるケース対応ではなく、中核機関としてのコーディネーターとしての役割を副センター長の職務として記載しています。 ・アドバイザーの雇用契約内容は、社協の裁量の範囲としており、市としてはアドバイザー設置による専門性の担保とスムーズな受任調整という成果を求める記載しています。 ・基本的には豊田市民を支援対象としますが、例外的なケースもあるため、弾力性を持たせています。 ・業務内容のタイトルを中核機関の役割に一致させており、各業務の状況をウオッチすることで、体制整備の状況が把握できると考え

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関並びにコミュニケーションワーカー等関係者（以下、「関係機関等」という。）及び弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職（以下、「専門職」という。）などに対応しても、その対象に応じた内容による啓蒙を行うこと。 なお、その際はエンディングノートや認知症など市民の関心の高いテーマに関連付けた啓蒙を行うことに留意すること。 (2) 相談業務 電話及び窓口における制度利用等の相談に対し、アセスメント等の活用、必要に応じてアドバイザーや専門職の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行うこと。また、相談者の状況等により類型の判断を行い、申立支援や専門機関での支援に適切に繋ぐこと。その他、以下の項目を実施すること。 ア アウトリーチの実施 相談者の状況等により、窓口に来られない等の理由がある場合、自宅や施設等に訪問し、適切な制度利用ができるように対応すること。また、関係機関等のケース会議等に出席し、協力や助言を行うこと。 イ エンディングノート作成支援 制度利用が必要となった際に、本人の状況や推定意思等の確認を行うことができるよう、エンディングノートの作成を支援すること。 (3) 利用促進業務 利用促進業務として、以下の項目を実施すること。 ア 申立支援業務 親族又は本人が申立人となる際には、<u>専門職の代行</u>とならないよう留意し、記載例及び申立書類セットを用いて書類の書き方や内容確認等の支援を行うこと。また、申立後から審判が確定するまでの間の必要な支援を行うこと。その他、以下の項目を実施すること。 (ア) 市長申立に係る支援 市長申立が必要な際は、<u>甲に速やかに連絡し、戸籍調査の依頼を行うとともに、申立に必要な書類の作成や診断書の手配等を行うこと。</u> (イ) 受理面接の同行、調査官調査の立会 以下の事案に対して、必要に応じ裁判所の受理面接に同行及び調査官調査の立会を行い、円滑な制度利用につなげること。 a 法人後見受任の対象となるもの	・市民向け、関係者向けの啓蒙実施の記述をしています。 ・成年後見制度を押し付けられるのではなく、市民感情に沿った啓蒙をするように明記しています。 ・各業務の中でも、留意が必要なポイントは項目出して、わかりやすさに配慮しています。 ・非弁護士行為（弁護士法第72条）などにならないように注記をしています。 ・市長申立の役割分担について、市とセンターの役割を記載しています。 ・あくまで必要ときに実施しています。実際は裁判所や調査官とコミュニケーションと取りながら対応しています。

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
b 市長申立の対象となるもの c その他、本人及び親族のみでは対応できないもの イ 受任者調整業務 専門職との連携により、定例会を適宜開催し、<u>本人</u>の状況、状態に合わせて成年後見人等候補者の判断及び受任調整を行い、裁判所へ推薦すること。 ウ 市民後見業務 市民後見人の育成及び活用に関する当市及び他自治体の状況、育成及び活用に向けた課題等について調査研究するとともに、当市における市民後見人の育成及び活用の方向性を甲と検討し、その研修体制や育成プログラムなどを整備すること。 エ 関係機関等連絡調整業務 行政機関、関係機関等及び専門職との連絡及び情報交換等を密にし、連携体制の構築に努め、その中心として以下の項目を実施すること。 (ア) 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業との連携 豊田市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、制度利用が望ましいケースについては調整を行い、スムーズな制度利用ができるよう努めること。 (イ) 総合相談窓口との連携 豊田市における福祉の総合相談窓口と連携し、制度利用が必要な対象者への早期介入や支援における協力関係の構築に努めること。 (ウ) 関係機関等との意見交換会等の実施 関係機関等との意見交換会等を実施し、ケアマネジャー、相談支援専門員、メディカルソーシャルワーカー及びコミュニケーションソーシャルワーカー等が抱える制度利用に係る課題等の把握に努めること。 (4) 後見人等支援業務 後見人等支援業務として、以下の項目を実施すること。 ア チーム会議の実施 センターが支援に関わった事案について、受任後に関係機関等及び専門職との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるため、チーム会議を実施する。なおチーム会議は、就任時報告の期限である1か月以内をめどに開催するものとするが、センターを中心として、専門職等と支援体制が整っている場合はこの限りではない。	・本人にメモットがあるように、検討が行われるように文言を入れています。 ・地域共生社会の実現に向けて、豊田市の強みである総合相談窓口との連携（ケースの拾い上げなど）を記述しています。 ・具体的な後見人支援策はまだ豊田でも模索中ですが、少なくともケースの引き継ぎはきちんと行うよう、チーム会議を実施する旨を記載しています。

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
イ 成年後見人等に対する総合支援 成年後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、状況により適宜甲や裁判所と連絡調整し、関係機関等や専門職などを招集しケース検討を行うなど、包括的に後見人等を支援すること。また、チームとしての関係を築くことで不正防止に努めること。 (5) 法人後見業務 乙が成年後見人等を受任する際には、受任の可否を十分に検討し、定例会での承諾を得たうえで受任すること。また、業務の際は、以下の項目に留意すること。 ア 成年後見人等の報酬 成年後見人等の報酬付与に係る申立を行わないこと。 イ 法人後見の実施状況報告 裁判所の指示に従い、成年後見等事務報告書を作成及び提出するとともに、法人後見に係る実施状況を定例会及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下、協議会）などの各種会議にて報告すること。 ウ 医療同意 被後見人等の治療や手術の施術等に係る医療同意は行わないこと。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第33条第2項の規定に基づく医療保護入院の同意についてはこの限りではない。 なお、センターが緊急連絡先になること及び被後見人等の治療や手術の施術等に係る金銭面における相談や助言を行うことは差し支えない。 エ 連絡及び対応体制 被後見人等及びその親族の状況及び連絡先の把握に努めるとともに、夜間及び休日においても、関係機関等からの緊急時の連絡に適切に対応すること。 (6) その他制度利用促進に関する業務 その他制度利用促進に関する業務として、以下の項目を実施すること。 ア 協議会運営業務 司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、行政機関、関係機関等及び専門職と意見交換、協議を行うための協議会を甲とともに運営すること。 イ 制度利用促進策の検討・協議 甲とともに制度利用促進に関する検討・協議を行い、地域における課題、ニーズを整理し、対応強化のため	・不正防止効果に関する記述も規定し、意識づけしています。 ・他の中核機関連業務と並列（パラレル）な関係にしてあります。受任に関しても、社協内部での精査、第三者のいる場での審議を規定して、利益相反が生じないように進めています。 ・医療同意はできませんが、アドバイザー助言のもと、後見人の範疇として、現場で「後見支援センターは何も対応してくれない」と言われないような対応は記載しています。 ・体制整備の手引きでいう「事務局機能」に関する記載です。 ・体制整備の手引きでいう「司令塔機能」にも実際は関与しています。ただし、制度利用促進に係る

地域包括支援・委託障がい相談・地活Ⅰ型向け調査票

分類	包括・委託相談・地活Ⅰ	事業所名
回答者 役職・氏名		電話

<1 成年後見制度の利用ニーズについて>

【問1】平成29年度（H29.4～H30.3）において、貴事業所にて相談対応（新規・継続ケースともに含む）した市民のうち、以下の項目に該当する人数を教えてください。
なお、対象者1人につき2つ以上の項目に該当する場合には、最も当てはまると思われる項目にカウントし、又回答は初期対応した時点での状態で判断いただき、現在は成年後見制度の利用等で課題が解消している場合も含みます。

【回答】

	回答欄	回答者
① 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できない、拒否があるなど支援が進まない。		人
② 本人の判断能力が不十分であるため、以下のような金銭や財産の管理に関する状況が発生している。 ・商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。 ・家計管理ができない。 ・税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、適切に返済等の対応ができていない。 ・土地や建物、有価証券等の資産の管理が適切でない。		人
③ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待や金銭搾取、その他の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。		人
④ 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない。 消費者被害や悪徳業者につきまどとわれている又はその疑いがある。		人
⑤ 判断能力はあるが、身元保証問題、任意後見制度、委任契約などの相談対応の必要がある。		人
⑥ 本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。		人
合計		人

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の体制整備に努めること。	解説とポイント
10 帳簿の整備 事業に係る経費について諸帳簿を整理し、甲の請求に応じ経費の執行状況を報告すること。また、諸帳簿は事業終了後5年間保存すること。	施策の構築はあくまで行政が責任を持って行うよう、「検討・協議」で留めてあります。
11 事業計画等の届出 甲に対して、4月20日までに当該年度の事業計画書、収支予算書を提出すること。	
12 事業の報告 (1) 甲に対して、前月の活動実績について、翌月の10日までに報告を行うとともに、本仕様書9に定める業務について進捗管理のため、センターは行政機関とアドバイザーを招集し、毎月1回をめぐりに定例会を開催すること。 (2) 事業計画書に掲げた業務の達成状況について自己評価するとともに、協議会にて報告すること。また、事業完了直ちに完了届を提出するとともに、事業完了後10日以内に実績報告書及び収支決算書を提出すること。	・体制整備の手引きでいう「進行管理機能」の一部を担っています。 定例会開催（センターが主催）の根拠としています。
13 委託料の支払 委託料の支払整理日は、6月末日、9月末日、12月末日及び業務完了時とし、4回払の均等割とする。ただし、6月末日、9月末日、12月末日の支払額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数金額の合計を最終回に合わせて支払うものとする。	
14 その他 (1) 個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記 乙は、本仕様書に規定される業務を実施するに当たって、甲の個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別添「個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。 (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙の協議の上、定めるものとする。	

上伊那成年後見センター設置に関する協定書

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村（以下「協定市町村」という。）は、成年後見制度等の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業の実施にあたり、共同して実施する事業（以下「センター事業」という。）等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協定市町村は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、効率的に支援することを目的として、センター事業を実施する。

（センター事業）

第2条 センター事業は、要綱により別に定める。

（事業計画）

第3条 センター事業に関する事業計画は、計画年度の前年度中に協定市町村の協議により策定する。

（センター事業の実施方法）

第4条 センター事業は、常勤の社会福祉士を配置する事業者へ委託する。

（センター事業に係る事務所）

第5条 センター事業に係る事務所は、次に置く。

伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター内

2 前項の事務所の呼称を上伊那成年後見センターとする。

（経費の負担）

第6条 協定市町村においてそれぞれ応分の負担をすることとし、各年度の負担額は前年度末までに協定市町村の協議により定める。

（損害賠償）

第7条 センター事業の実施に伴い、賠償すべき損害が第三者に対して発生した場合は、センター事業の受託法人の加入する保険により対応する。

（苦情処理）

第8条 センター事業に係る苦情は、センター事業の受託法人が解決することを原則とするが、センター事業の委託者として苦情解決を要する場合には、協定市町村が連携して解決することとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義は、その都度協定市町村が協議して定める。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（協定の更新）

第11条 この有効期間満了前1か月前までに、協定市町村のいづれから何らかの意思表示が行われないときは、有効期限満了の翌日において向こう1年間順次協定を更新したものとみなす。

上記協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊那市長 ○○ ○○

駒ヶ根市長 ○○ ○○

辰野町長 ○○ ○○

箕輪町長 ○○ ○○

飯島町長 ○○ ○○

南箕輪村長 ○○ ○○

中川村長 ○○ ○○

宮田村長 ○○ ○○

上伊那成年後見センター設置要綱

(設置)

第1条 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村（以下「関係市町村」という。）は、上伊那成年後見センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度、権利擁護等の研修及び啓発
 - ア 行政及び福祉関係者への成年後見制度等の研修
 - イ 住民に対して、成年後見制度等の周知及びPR並びにシンポジウム開催等の啓発
- (2) 成年後見・権利擁護相談（関係市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者総合支援センター等からの相談対応）
- (3) 成年後見申立ての支援
 - ア 関係市町村長が行う成年後見申立ての支援
 - イ 本人又は親族が行う成年後見申立ての支援
 - ロ 専門職を含む適切な後見人の紹介、推薦
 - ハ 関係市町村から依頼のあった案件に係る法人後見の受任
 - ニ 市民後見人等に対する後見監督の受任
 - ヘ 親族後見人等への支援
 - ア 後見業務の相談及び助言
 - イ 後見業務の研修
 - ロ 権利擁護に係る調査及び研究
 - ハ 市民後見人の育成及び活動支援
 - ニ 任意後見監督人選任の助言
 - ヘ 上伊那全体協議会の開催
 - コ その他運営委員会が必要と認めた事業

(事業所の位置)

第4条 センターの事務所は、長野県伊那市山寺298番地1に置く。

- 2 利用者の利便性を図るため、センターに支所を置くことができる。

(利用者)

第5条 センターの利用者は、関係市町村の住民とする。ただし、関係市町村の住民であった者で、措置等により地域外に入院入所したものは、可能な限り事業の対象とする。

(職員)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 業務担当
- (3) その他センター業務遂行に当たって必要とされる職員

(開設日及び開設時間)

第7条 センターの開設日及び開設時間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(経費の負担)

第8条 センターの経費は、後見報酬、市町村委託料その他の収入を充てる。

- 2 市町村委託料は、平均割及び人口割とし、その額は別に定める。

(運営委員会)

第9条 第3条各号に掲げる事業の適正な運営及び苦情の解決のため、センターに運営委員会を置く。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の運営方針の検討に関する事項
 - (2) 援助困難ケースの処遇に関する事項
 - (3) 事業に関する苦情解決に関する事項
 - (4) 設置要綱等の変更に関する事項
 - (5) その他センター運営に関する必要な事項
- 3 運営委員会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 関係市町村担当課長
 - (2) センター運営団体の担当責任者
 - (3) 運営委員長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
 - 5 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(法人後見受任審査会)

第10条 センターが行う法人後見業務について、その受任が適切であるかの審議を行うため、法人後見受任審査会を置く。法人後見受任審査会の委員は、運営委員会が必要と認める者を任命する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

上伊那成年後見センター業務委託契約書 (以下「甲」という。)と社会福祉法人伊那市社会福祉協議会(以下「乙」という。) は、上伊那成年後見センター設置要綱(以下「設置要綱」という。)に基づき設置された上伊那成年後見センター(以下「センター」という。)の運営について、次のとおり委託契約を締結する。 (信義誠実の義務) 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。 (受託義務) 第2条 甲は設置要綱第3条に掲げる業務の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。 2 乙は、設置要綱に基づき業務を行うものとする。 (委託期間) 第3条 委託期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。 (委託料) 第4条 甲は、第2条の業務委託に対する委託料として、設置要綱第8条第2項により、金 円を乙に支払うものとする。 2 支払いは、平成23年4月末及び10月末に各 円とする。 (契約保証金) 第5条 契約保証金は、免除する。 (運営委員会委員) 第6条 設置要綱第9条第3項第1号の委員は 課長とする。 (実績報告等) 第7条 乙は、委託業務に係る事業実績報告書を平成24年4月末までに甲に提出する。 2 甲は、委託業務の状況について、必要があると認められるときは報告を求め、又は調査できるものとする。 (秘密の保持) 第8条 乙は、この業務を実施するうえで知り得た情報を、当該業務以外に使用してはならない。 (疑義) 第9条 この契約について疑義が生じた場合には、甲乙は設置要綱第9条の運営委員会において協議のうえ解決するものとする。 (裁判の所管轄) 第10条 本契約に関する訴訟は、長野地方裁判所伊那支部をもって所轄裁判所とする。	上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。 平成23年4月1日 甲 印 乙 社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 会長 〇〇 〇〇 印
--	---

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター運営要綱 (目的) 第1条 この要綱は、社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、上伊那成年後見センター設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する上伊那成年後見センター（以下「センター」という。）を運営するため必要な事項を定めるものとする。 (相談・申立て支援対象団体) 第2条 要綱第3条（2）及び（3）の対象団体は、次のとおりとする。 （1）市町村 （2）市町村社会福祉協議会 （3）地域包括支援センター （4）障害者総合支援センター （5）その他権利擁護等に関する相談機関 (相談・申立て支援事業) 第3条 本会は、前条における対象団体からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとして、次に掲げる業務を行う。 （1）市町村長による成年後見申立てに関する支援業務 （2）本人又は親族が行う成年後見申立てに関する支援業務 （3）職能団体との連携 （4）市町村に出向いての出張相談 （5）その他、社協会長が必要と認めた業務 (利用料金) 第4条 前条に定める業務にかかる利用料金は、無料とする。 (後見人等受任対象者) 第5条 本会が後見人等を受任する対象者は、親族等他に適切な後見人等がいない者とする。 (後見人候補者受任の決定) 第6条 本会が後見人等候補者を受任する場合には、センター法人後見受任審査会の審議を経て、会長が決定する。	(後見人等選任の承諾) 第7条 本会は、所管する家庭裁判所から第5条に規定する対象者の後見人等として選任された場合は、特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。 (後見人等の業務) 第8条 本会が後見人等を受任したときは、補助及び保佐にあっては、家庭裁判所の審判により付与された同意権及び代理権の業務を行い、後見にあっては、被後見人の福祉サービスの利用契約、財産管理、その他本人支援に必要と認めた業務を行うものとする。 2 会長は、センターに配属された職員を後見人等の業務の履行補助者として、その任務にあたらせる。 3 被後見人等に対し毎月定期的な訪問を行い、心身や生活状況等を把握するものとする。 4 被後見人等の金銭及び預金通帳等は、センターの耐火金庫及び本会が契約する金融機関の貸し金庫において保管するものとする。 5 被後見人等の台帳を整備し業務を記録するものとする。 6 必要に応じて家庭裁判所、関係行政機関等と連携して業務を行うものとする。 (報酬付与の審判申し立て) 第9条 後見人等業務の報酬は、後見人等を受任した時から1年ごとに、所轄の家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てるものとする。 (被後見人等の費用負担) 第10条 本会が第8条に規定する業務を行う際にかかる交通費（センター職員の被後見人等の居所までの交通費は除く。）、不動産の売買、訴訟、その他専門的な事項を処理する際に必要な事業者への委託費等、後見報酬の対象外の費用については、被後見人等の負担とする。 (死後の事務) 第11条 被後見人等の埋葬又は火葬の実施及び相続人の存在が明らかにならない場合の扱いは、関係行政機関と協議を行うこととする。 (守秘義務) 第12条 後見人等業務の実施に際して知り得た個人情報については、被後見人等の支援に必要がある場合を除いては、他に漏らしてはならない。 (補則) 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。
--	---

中核機関設置等に伴う、運営要綱・設置要綱の新旧対照表

上伊那成年後見センター運営要綱新旧対照表

旧	新
(事業内容) 第3条 (4) 専門職を含む適切な後見人の紹介、斡旋 (6) 親族後見人等に対する後見監督の受任 (7) 親族後見人への支援 (9) 市民後見人の育成 (10) その他運営委員会が必要と認めた事業	(事業内容) 第3条 (4) 専門職を含む適切な後見人の紹介、 <u>推薦</u> (6) <u>市民</u> 後見人等に対する後見監督の受任 (7) 親族後見人等への支援 (9) 市民後見人の育成及び <u>活動支援</u> <u>(10) 任意後見監督人選任の助言</u> <u>(11) 上伊那全体協議会の開催</u> <u>(12) その他運営委員会が必要と認めた事業</u>

附則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

雛形

埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領

- (趣旨)
- 第1条 この要領は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援する成年後見制度(以下「制度」という。)の利用促進を図るため、埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会(以下「〇〇地区協議会」という。)の運営に關し必要な事項を定める。
- (目的)
- 第2条 〇〇地区協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
- 一 〇〇地区協議会の区域における関係団体の連携に關すること
- 二 制度の同区域の住民への周知及び普及に關すること
- 三 制度の利用促進に係る諸課題の検討に關すること
- 四 その他、制度等に關すること
- (役員)
- 第3条 〇〇地区協議会には会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、構成団体の互選により選出する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。
- (会議)
- 第4条 〇〇地区協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。
- 2 会長は、必要があるときは、會議に構成団体以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- (庶務)
- 第5条 〇〇地区協議会の庶務は、会長の属する市町(村)の成年後見制度担当職において処理する。
- (その他)
- 第6条 この要領に定めるもののほか、〇〇地区協議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。
- 附 則
- この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

雛形

平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会
次第

日時 平成30年〇月〇〇日(〇)
〇〇時〇〇分~〇〇時〇〇分
会場 〇〇〇 〇〇〇〇

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会の運営について
- 4 議事
- (1) 〇〇地区における成年後見制度の状況について
- (2) 意見交換
- ・制度の周知について
 - ・市町村計画の策定について
 - ・地域連携ネットワークづくり、中核機関の設置について
 - ・法人後見について
- 5 その他

雛形

〇〇第〇〇〇号
平成30年〇月〇〇日

埼玉県成年後見制度利用促進
〇〇地区協議会 構成団体 様

〇〇市〇〇部〇〇課長
(公印省略)

「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会」
の開催について (依頼)

本市の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この度、〇〇地区の成年後見制度の利用の一層の促進を図るため、下記のとおり「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会」を開催することとしました。
つきましては、別添の「埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領(案)」を御確認いただき、出席者及び要領案への意見について、別紙により御回答くださるようお願いいたします。

記

1 日 時 平成30年〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分

2 場 所
会場名: 〇〇〇〇 〇〇〇
所在地: 〇〇〇〇
アクセス: 〇〇〇〇

3 議 題

- (1) 〇〇地区における成年後見制度の状況
- (2) 意見交換

4 回答期限

平成30年〇月〇〇日(〇)
FAX または電子メールにより下記担当まで御回答ください。

5 持参していただくもの

- ・次第
- ・埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領
- ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会設置要綱
- ・平成29年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表(管内別・類型別)
- ・平成29年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表(管内別・類型別)
- ・平成30年度成年後見制度利用状況等調査結果

※その他貴団体において当日配布資料がある場合には、〇部を御持参ください。

担 当 : 担当名(係) 担当者名
電 話 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail : 〇〇〇〇

見本

平成30年度 成年後見制度セミナー 次第

日時 平成30年〇月〇日（〇）
午前〇時〇分～午後〇時〇分
場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
主催 神奈川県

- 1 開会挨拶 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 2 オリエンテーション 〇〇：〇〇
- 3 講座
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 講座Ⅰ「成年後見制度の概要と市町村長申立ての意義／
成年後見人の実際」 神奈川県弁護士会 〇〇〇〇 氏
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 情報提供Ⅰ「申立てに関する問合せ例について」
（福）神奈川県社会福祉協議会 〇〇〇〇 氏
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 屋食休憩
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 講座Ⅱ「市町村長申立ての具体的手続方法について」
横浜家庭裁判所 〇〇〇〇 氏
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 休憩
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 講座Ⅲ「〇〇市における市長申立ての実践例」
〇〇市 〇〇〇〇 氏
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 休憩
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 講座Ⅳ「日常生活自立支援事業について」
（福）神奈川県社会福祉協議会 〇〇〇〇 氏
〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 情報提供Ⅱ「法デラスの業務について」
日本司法支援センター神奈川地方事務所 〇〇〇〇 氏
4 事務連絡 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

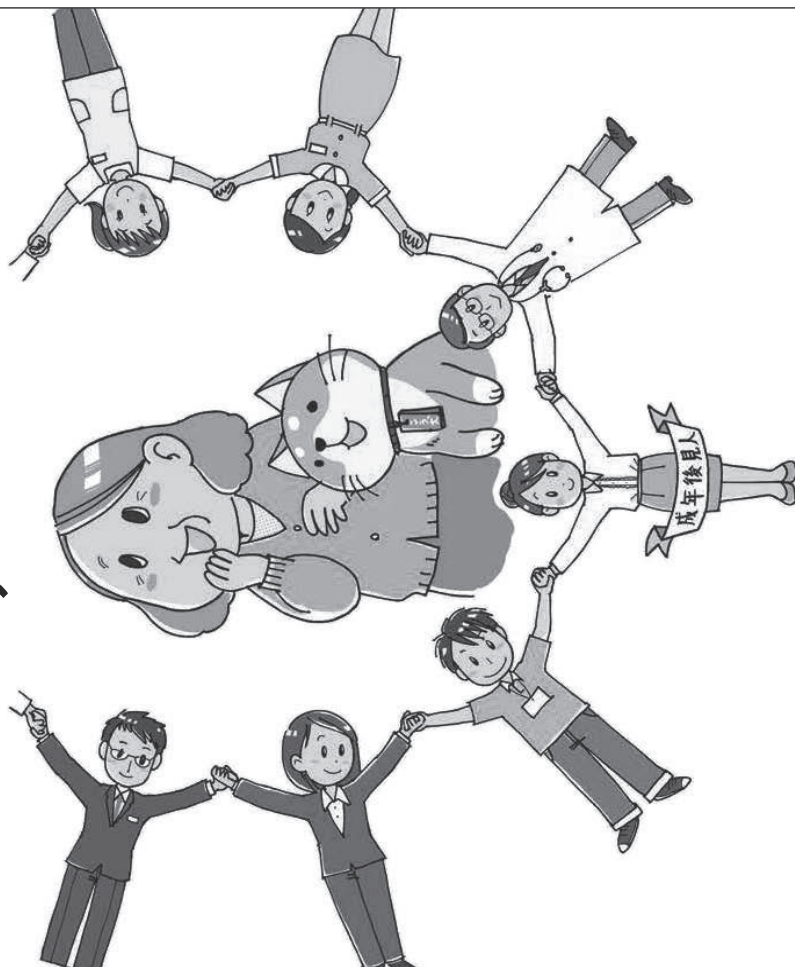
見本

平成30年度 成年後見制度セミナー（現任者編） 次第

日時 平成30年〇月〇日（〇）
午前〇時〇分～午後〇時〇分
場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
主催 神奈川県

- 1 オリエンテーション 〇〇：〇〇
- 2 講座・演習「申立書の書き方の実際」 〇〇：〇〇
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
〇〇〇〇 氏
3 情報提供Ⅰ「成年後見制度に関する実態把握調査概況並びに
困難事例の対応について」 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
〇〇〇〇 氏
4 情報提供Ⅱ「特定援助対象者法律相談援助制度等について」 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
日本司法支援センター神奈川地方事務所
〇〇〇〇 氏
5 事務連絡

分かりやすい 成年後見制度 テキスト



静岡県・(福) 静岡県社会福祉協議会
平成 31 年 1 月

はじめに

活用イメージ図／本書の使い方 2

第1章 パンフレットの説明方法

【1ページ目(表紙)】あなたや家族、知り合いの困りごと、心配ごとはありませんか? 4
 【2ページ目】成年後見制度とは? / 成年後見制度を利用するには? 6
 【3ページ目】成年後見人等ってどんな人? / どんなことをしてくれるの? 8
 【4ページ目】成年後見制度 Q & A 10

第2章 成年後見制度とは

1 成年後見制度とは 14
 (1) 成年後見制度の3つの基本理念 14
 (2) 今日までの成年後見制度の経緯 14
 (3) 成年後見制度の現状 15
 (4) 任意後見制度と法定後見制度 16
 2 成年後見人等の仕事 18
 (1) 成年後見人等による支援 18
 (2) 成年後見人等が行うことの例 18
 (3) 成年後見人等の職務に含まれていないことの例 19
 3 成年後見制度を利用するには 20
 (1) 利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です 20
 (2) 誰が申立てをしているのか? 20
 (3) 成年後見人等に選ばれるのはどのような人か? 21
 (4) 申立ての手続き 22
 (5) 成年後見人等の候補者 23
 (6) 成年後見制度に関する費用の目安 24
 (7) 相談窓口 25
 4 安心して利用するために 26
 (1) 定期的な報告 26
 (2) 後見監督人等の選任 26
 (3) 後見制度支援信託 26
 (4) 後見支援資金 27

第3章 事例

【後見】①通帳の紛失と被害的な感情 31
 ②施設との入所契約ができず遠方に暮れる高齢者夫婦 32
 ③長期入院からの施設入所が可能に!! 33
 【保佐】④自分1人ではお金の出入れが不安 34
 ⑤悪質商法に次々と狙われる1人暮らしの高齢者 35
 ⑥初めての1人暮らしでも手伝ってもらって大丈夫! 36
 ⑦グループホームからアパートへ! 自らの可能性を広げた女性 37
 【補助】⑧公共料金の支払いなど金銭管理がうまくできず、不安!! 38
 ⑨制度利用で精神症状も安定、家族も笑顔に! 39

事例 1～5 説明のポイント

パンフレットの表紙に掲載している5つの事例について、困りごとなどの具体例を下記に記載しています。このような困りごとなどがなく、支援対象者と一緒に確認してみよう。
なお、成年後見制度を利用することによって、どのような支援につながるのか、成年後見人等はどうなことを行うのかなどは本書18、19ページで説明しています。

事例1 例えはこんな困りごと

- ①ゴミ出しや掃除がうまくできず、不衛生な部屋で生活している。
- ②買い物や料理をホームヘルパーに頼むなど、福祉サービスをうまく使えない。
- ③グループホームに入所したいが、どうやって探せばいいかわからない。
- ④就労支援に通いたいけど、どうしたらいいかわからない。

事例2 例えはこんな困りごと

- ①お金の管理がうまくできず、使いつづけていくと足りなくなってしまう。
- ②税金や福祉サービス利用料の支払いを忘れてしまい、滞りや未納がある。
- ③買ったことを忘れてしまい、同じものを何度も買ってしまう。
- ④自分で銀行に行けず、知人におろしてもらっているが、勝手に出金されているかもしれない。

事例3 例えはこんな困りごと

- ①市役所から年金などの通知が届いても、何を言っているかわからず放置されている。
- ②どこにしまったのか思い出せず、分らないままに物が増えてしまっている。
- ③郵便物が来ても、何が重要なものか判断できず、郵便物が溜まってしまっている。
- ④利用したい福祉サービスがあるが、書類の書き方がわからない。

事例4 例えはこんな困りごと

- ①いろいろな人が高いお金を売りに来るが、騙されていくらか心配。
- ②年金支給日にだけ郵便を出し、こづかいをもらいに来る人がいる。
- ③本人は信用してしまっているが、実は搾取されているようだ。
- ④悪い人の手伝いをさせられることがあるようだ。共謀や共犯になつてしまわないか心配。

事例5 例えはこんな困りごと

- ①贈り物のある子どもがいて、家族がなくなつた後、面倒を見てくれる人がいないので心配。
- ②将来、子どもが病気や怪我をして入院となつたとき、子どもが自分で必要な手続きなどができるか心配。
- ③引きこもりの子どもが、頼みごと、一人で生活できるか心配。



あなたや家族、知り合いの困りごと、心配ごとはありませんか？



成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

成年後見制度を利用するには？

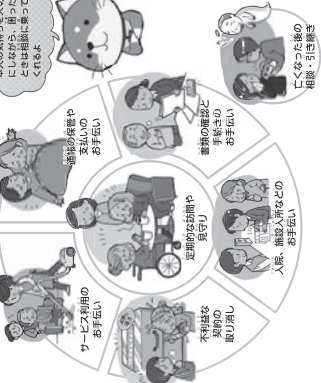


成年後見人等ってどんな人？

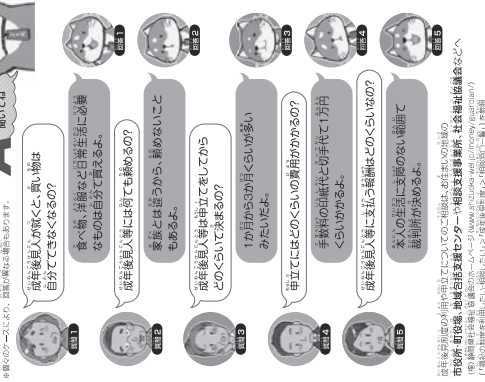
本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を裁判官が選びます。



どんなことをしてくれるの？



成年後見制度Q&A



成年後見制度の利用や申請についての情報は、お住まいの市役所の市民生活課、福祉課、福祉サービス課、社会福祉協議会などへお問い合わせください。
市役所 市民生活課、福祉課、福祉サービス課、社会福祉協議会などへ
市役所 市民生活課、福祉課、福祉サービス課、社会福祉協議会などへ
市役所 市民生活課、福祉課、福祉サービス課、社会福祉協議会などへ
市役所 市民生活課、福祉課、福祉サービス課、社会福祉協議会などへ

福祉職員のための成年後見制度理解促進研修

高齢化の進行や障害者の地域生活移行に伴い、成年後見制度を必要とする人々が増加し、より多くの方々が適切に制度を利用できる仕組みづくりの必要性が高まっています。

制度を必要としている方は、福祉サービスの利用等を通じて福祉関係者の皆さまと関わりを持つている可能性が高く、福祉関係者への成年後見制度の理解促進を図り、皆さまからそれぞれの支援対象者やその家族等に制度を周知していただくことで、制度を必要としている人を利用につなげることが可能になります。

このような仕組みづくりを目指し、福祉関係者の皆さまに、成年後見制度の基礎知識や制度を分かりやすく説明する方法等を学んでいただくことを目的に本研修を開催します。

- 1主 催：静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
- 2受講対象：社会福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員、社会福祉協議会職員、特別支援学校教員 等

- 3日時・会場：①平成31年2月7日（木）静岡音楽館AOI 7階講堂（静岡市）
②平成31年2月12日（火）ブナガエラゲ 3階301会議室（沼津市）
③平成31年2月27日（水）掛川グランド・ホテル 3階シャングリラスイート（掛川市）
④平成31年3月1日（金）下田市民文化会館 大会議室（下田市）
（時間はいずれも13時30分～16時です。）

※2/22に磐田市内で開催される「介護サービス事業者連絡会」でも同内容の研修会を行います。そちらに参加される方は内容が重複しますので、ご了承ください。

4内 容（4日とも同じ内容です）

13：00～	受付
13：30～	開会
13：35～	【概要説明】
15：30	県内の成年後見制度利用状況等について（静岡家庭裁判所）
途中休憩有	【講義】
	内容：成年後見制度の基礎知識と分かりやすい説明方法
	講師：① 2/7 ふるい後見事務所 古井 慶治 氏
	② 2/12 静岡県精神保健福祉士協会 事務局長 山口 雅弘 氏
	③ 2/27 （福）牧ノ原やまぼと学園 垂穂章・竹中千野ばら 施設長 大畑 彰弘 氏
	④ 3/1 （福）住居介護支援事業所カリタス21 主任介護支援専門員 飯塚 哲男 氏
	今年度作成した“成年後見制度パンフレット”及び“わかりやすい成年後見制度テキスト”を使って、成年後見制度の概要とパンフレット及びテキストの有効な活用方法について、解説していただきます。
15：30～ 16：00	質疑応答

- 5参加申込：別紙2の申込書を下記の期限までに、県社会福祉協議会権利擁護課へメールかFAXでお申し込みください。
<申込期限>

- ①静岡会場：平成31年2月4日（月）
- ②沼津会場：平成31年2月6日（水）
- ③掛川会場：平成31年2月19日（火）
- ④下田会場：平成31年2月21日（木）

- 6そ の 他：参加費は無料です。

- 7本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部権利擁護課（天野、太田）
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
（電話番号）054-254-5237
（FAX番号）054-251-7508
（E-mail）kenriyogo@shizuoka-wel.jp

参考

〇〇〇-〇〇〇〇
平成 3 0 年〇月〇〇日

宮崎県弁護士会 御中

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

成年後見制度に関する調査について (依頼)

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日に成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 2 8 年法律第 2 9 号) に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村の役割の一つとして、地域の専門職団体等の関係者の協力を得、地域連携ネットワークの設立とその円滑な運営を行うとともに、当該ネットワークの中核機関を設置するなど、積極的な取組が求められています。

そこで、貴団体の現状につきまして、別添調査表により、平成 3 0 年〇月〇日 (〇)までに御回答をお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容につきましては、今後の成年後見制度の利用推進のための市町村や関係団体との連携協議資料や、「宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議」での会議資料などとして活用する予定としております。

記

- 1 調査様式 別紙の調査表のとおり
2 報告期限 平成 3 0 年〇月〇日 (〇)

担 当 : 高齢化対策担当 〇〇
電 話 : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
F A X : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail :

成年後見制度に係る調査表票

参考

団体名	
記入者名	
電話	
メール	

- 1 会員数等
貴団体の会員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在) について御記入ください。

	西臼杵				延岡市	日向市	東臼杵				西都市	児湯				
	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町				門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町		高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町
会員数 ※1																
成年後見受任可能な会員数 ※2																
各市町村で活動可能な会員数 ※3																

	宮崎市	東諸県		都城市	北諸県 三股町	小林市	えびの市	西諸県 高原町	日南市	串間市	計
		国富町	綾 町								
会員数 ※1											0
成年後見受任可能な会員数 ※2											0
各市町村で活動可能な会員数 ※3											0

※1 所在地別の会員数を記入してください。
※2 所在地別の成年後見受任可能な会員数を記入してください。
※3 複数の市町村で受任可能な場合は、該当する全ての市町村について人数の記入をお願いします。

参考

〇〇〇-〇〇〇〇
平成30年〇月〇〇日

宮崎家庭裁判所長 殿

宮崎県福祉保健部長

本県における成年後見関係事件の概況について（依頼）

本県の高齢者等の権利擁護につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の成年後見関係事件の概況につきまして、本県の成年後見制度の施策推進にあたり、本県の状況を把握したいことから、下記の要領にて御回答くださいますようお願いいたします。

記

- 1 データ提供要望一覧 別紙のとおり
※回答の様式は問いません。
- 2 提出期限 平成30年〇月〇日（〇）

担当：高齢化対策担当 〇〇
電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail：

(別紙)

宮崎県における成年後見関係事件の概況に係るデータ提供要望一覧

- 1 申立件数（裁判所別）（平成29年分）
- 2 市町村長申立件数（裁判所別）（平成29年分）
- 3 成年後見人と本人との関係について（裁判所別）（平成29年分）
- 4 本人の男女別・年齢別割合について（裁判所別）（平成29年分）
- 5 申立ての動機について（裁判所別）（平成29年分）

地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例

A) 地域連携ネットワークの構築や中核機関のあり方の盛り込み例

中核機関が 決定している場合	・〇〇市権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進める。
	・〇〇町が中核機関となり、主体的に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組む。
中核機関を複数の 機関に分散する場 合	・〇〇市権利擁護支援センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付ける。
	・本市では、〇〇センターを中核機関として位置付ける。
	・権利擁護支援の地域連携ネットワークに構築に向け、〇〇市が司令塔となり、△△権利擁護支援センターを中核機関として、関係団体と連携して取り組む。
	・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関については、広報機能を△△権利擁護センター、相談機能を〇〇センターに委託し、段階的・計画的な整備に向けて、継続して協議会で検討する。
	・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関については、広報機能を△△権利擁護センター、相談機能を〇〇センター、成年後見制度利用促進機能を〇△センター、後見人支援機能を△〇〇センターに委託し、各中核機関が連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組む。
中核機関のあり方 について、協議会で 検討する場合	・中核機関のあり方については、〇〇年度の設置に向け、関係機関と協議・検討する。
	・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、中核機関をあり方について、〇〇協議会で検討する。

B) 市民後見人等の養成、後見人の活動支援の盛り込み例

市民後見人等の養 成	・市民後見人養成講座を開催する。
	・〇〇県が実施する市民後見人養成講座の受講を推進し、市民後見人の養成に取り組む。
後見人の活動支援	・市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員として実務経験を重ね、市民後見人の活用を進める。
	・市内で活動している成年後見人の交流会を開催し、孤立や不安を解消し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、身上に配慮して行われるよう、後見人支援に取り組む。
	・中核機関である〇〇権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する。

- C) 日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の盛り込み例
- ・判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人への支援のあり方について、〇〇〇協議会で協議・検討する。
 - ・日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかにした地域課題について、協議会で検討する。
 - ・各専門職団体、関係機関の協力や連携強化を協議するために設置した〇〇〇協議会において、権利擁護が必要な人への支援（日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援等）について検討する。